

## 令和7年度高砂市移住定住パンフレット作成業務 事業者募集要項

### 1 趣旨

高砂市における移住定住を促進し、ふるさと納税の返礼品についても魅力的に伝えるパンフレットを作成します。

高砂市の魅力が伝わり、高砂市で暮らすことに共感する若い世代が増えることを目指し、この趣旨に沿ったデザインのパンフレットを作成していただける事業者様からデザインを提案いただく形式で選定します。

### 2 参加資格

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) [地方自治法施行令\(昭和 22 年政令第 16 号\)](#)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) [高砂市指名停止基準\(平成6年高砂市訓令第 13 号\)](#)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) [高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例\(平成 24 年高砂市条例第5号\)](#)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) [会社更生法\(平成 14 年法律第 154 号\)](#)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び[民事再生法\(平成 11 年法律第 225 号\)](#)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、市税を滞納していないこと。

### 3 応募の手続き

#### (1) スケジュール

| 項目          | 日程                          |
|-------------|-----------------------------|
| 公告          | 令和7(2025)年10月29日(水)         |
| 説明会         | 実施しません。                     |
| 質問書の提出期限    | 令和7(2025)年 11 月 5 日(水) 16時  |
| 質問者への回答     | 令和7(2025)年 11 月 7 日(金) 中まで  |
| 応募図書の提出期限   | 令和7(2025)年 11 月 21 日(金) 16時 |
| プレゼンテーション審査 | 実施しません。応募図書のみで選定します。        |
| 選定結果の通知     | 令和7(2025)年 11 月 28 日(金) 中まで |
| 契約日         | 見積書の提出日                     |

## (2) 提出方法及び提出先

| 項目      | 提出方法及び提出先                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問書     | 質問がある方は、メールで提出してください。<br>質問書は任意様式です。<br>【提出先】<br>高砂市役所政策部シティプロモーション室広報広聴担当<br>tact1220@city.takasago.lg.jp                        |
| 質問者への回答 | メールで質問者へ、個別回答します。                                                                                                                 |
| 応募図書の提出 | 応募図書一式を正本1部及び副本 5 部持参し、提出してください。<br>やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ電話等で連絡し、提出してください。<br>【提出先】<br>高砂市役所本庁舎4階政策部シティプロモーション室<br>電話(079)443-9001 |

## 4 質問の手続き

質問があれば、メールで提出してください。

様式は自由です。

質問をいただいた方には、いただいたアドレスに個別でメールにて回答します。

## 5 応募に係る図書(応募図書)

応募図書一式を作成し、原則として提出先に持参し、提出してください。

やむを得ない事情があり郵送する場合は、あらかじめ電話等により連絡した上で、期限までに提出先に到着するように提出してください。

提出いただいた応募図書で評価しますので、⑥を作成していただく際には、「高砂市移住定住パンフレット作成業務」仕様書をご確認ください。

①申込書(様式 1)

②宣誓書(様式 2)

③国税納税証明書(その3の3)(令和7年4月1日以降発行のもの、写しでも可)

④市税納税証明書(令和7年4月1日以降発行のもの、写しでも可)

⑤過去5年間で作成したパンフレット等を3つまで

⑥提案書(任意様式) A4 サイズ片面2枚(A3 サイズ片面1枚)

⑦見積書(任意様式)

## 6 評価の方法及び結果の発表

### (1) 評価の方法

提出された応募図書で、以下の配点及び着眼点により評価します。

評価の最も高い提案を行った事業者を委託予定者とします。

プレゼンテーションはありません。

| 評価項目       | 内容                                                                        | 配点及び着眼点                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 参加資格       | ②宣誓書(様式 2)                                                                | 参加資格を満たせば5点<br>参加資格を満たさない場合は0点となり、以下の項目は評価しません。                       |
|            | ③国税納税証明書(その3の3)(令和7年4月1日以降発行のもの)                                          |                                                                       |
|            | ④市税納税証明書(令和7年4月1日以降発行のもの)                                                 |                                                                       |
| 業務実績       | ⑤過去5年間で作成したパンフレット等を3つまで                                                   | 30点<br>この業務に対する業務遂行能力の高さ<br>合格基準点は15点                                 |
| 専門性<br>技術力 | ⑥提案書(任意様式)<br>現行のパンフレット P4 と P8 のデザインを、仕様書案のコンセプトをもとに刷新した場合のラフ案を提出してください。 | 30点<br>画像・イラスト・フォント作成などの能力の高さ<br>合格基準点は15点                            |
| 創造性<br>企画力 | A4 サイズ片面2枚(A3 サイズ片面1枚)まで                                                  | 30点<br>高砂市のことを理解し、若い世代に魅力を伝える能力の高さ<br>合格基準点は15点                       |
| 価格         | ⑦見積書(任意様式)<br>消費税及び地方消費税を含む総額で、作成してください。<br>なお、この業務の見積上限額は64万 3 千円です。     | 10点<br>一番安い提案を10点、一番難高い提案を0点とし、順位により相対評価し、加点します。<br>応募が1者の場合は10点とします。 |
| 合計         |                                                                           | 選定基準点を60点とします。                                                        |

(2) 結果の発表

評価の最も高い提案を行った事業者には、令和7(2025)年11月28日(金)までに、電話及びメールで通知します。そのほかの事業者には、メールで通知します。